

路上広告物の道路占用の基準

1 取扱方針

路上広告物の占用は、①信号機や道路標識の効用を妨げる恐れがあること、②道路の有効幅員を狭くすること、③運転者に無用の心理的緊張を与え交通安全を阻害する恐れがあることから、次に掲げるものを除き、道路占用を認めていません。

- (1) 国又は地方公共団体その他の公共団体が行政目的のため設置するもの
- (2) 政治団体又は学術団体が演説会、講演会等を開催するにあたり、その内容を周知させるために設置するもの
- (3) 公益を目的として設立された団体又は個人が、交通安全、衛生思想の普及、火災の予防その他公益の目的のために設置するもの
- (4) 自家用看板(沿道の事業者が自己の店舗や営業所に添加する看板類で、自己の店名、屋号、商標、商品名、営業内容を表示するもの)

2 占用できない場所

- (1) 今後改築済となる区間(舗装や局部改良など小規模改良を除く。)
- (2) 橋、トンネル、高架構造(横断歩道橋を含む。)の場所、分離帯
- (3) 交差点、横断歩道、踏切道
- (4) 車両が徐行する必要のある曲がり角、勾配の急な坂
- (5) 次の場所の前後10mの区域内
 - ・車道幅員5.5m以上の交差点
 - ・トンネル
 - ・横断歩道
 - ・規制標識や警戒標識の設置場所(駐車禁止、駐停車禁止標識を除く)
 - ・20mを超える長さの橋
 - ・踏切道
 - ・横断歩道の指示標識の設置場所
- (6) 信号機の前後30mの区域内
- (7) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止め、里程標などへの添加、貼付
- (8) 消火栓、火災報知機、郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔などへの添加、貼付
- (9) その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

※ 自家用看板については、上記の禁止場所は適用されません。

3 広告物の設置方法

(1) 突出看板（道路外の建物等に添加して道路区域に突出する看板類）

- ① 自家用看板に限り認め、一店舗、一営業所につき2個以内とする。
ただし、たばこ、塩又は切手の販売店、専門店、加盟店、代理店等を表示する、 0.5m^2 以下の看板や日除けを除く。
- ② 看板の最下部と路面との距離は 4.5m 以上（歩道上においては 2.5m 以上）を確保すること。
- ③ 路面上に 1m 以上突き出さないこと。

(2) 添加看板（電柱などの道路区域内の工作物に添加する看板類）

- ① 看板の最下部と路面との距離は、 4.5m 以上（歩道上においては 2.5m 以上）を確保すること。（巻付看板、照明式バス停留所標識への添加看板を除く。）
- ② 道路中央側に突き出ないように設置すること。
- ③ 電柱等に添加する看板の大きさは、縦 1.5m 以内、横 0.8m 以内、表示面積が 1.0m^2 以内であること。
- ④ 電柱等への添加看板は、一柱につき1個とすること。
ただし、市街地形成区域内の道路では、一柱につき取付1個、巻付1個（巻付看板は1面とし対面禁止）とすることができる。
また、巻付看板及び照明式バス停留所標識に添加する看板は、 1m^2 の範囲内において1個を2面として掲出することができる。
- ⑤ 自家用看板を2の(5)(6)の場所に巻付看板を設置する場合は、対面禁止とする。
- ⑥ 添加看板等の相互間の距離は、道路一側につき 20m 以上とする。

(3) 立看板等（アーチを除く。）

- ① 立看板と旗ざおは、催物、集会等のため一時的に設けるもの限り、その大きさ（旗ざおは旗の部分の大きさ）は縦 2m 、横 1m 以内とする。
- ② 地面に接する部分の位置は、法敷、側溝上、路肩とすること。
ただし、横 0.5m 以内の立看板や標識・旗ざおを、幅員 4m 以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることができる。

4 構造色彩等

- (1) 相当強度の風雨や地震等に耐え得る堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与える恐れがないこと。
- (2) 構造、色彩等が、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨

げないこと。地色は、原則として白色又は淡色に限る。

(3) 電光式、照明式又は反射材料式でないこと。(ただし、自家用看板等及び照明式バス停留所標識に添加する看板については、電光式又は照明式のもの認めます。)

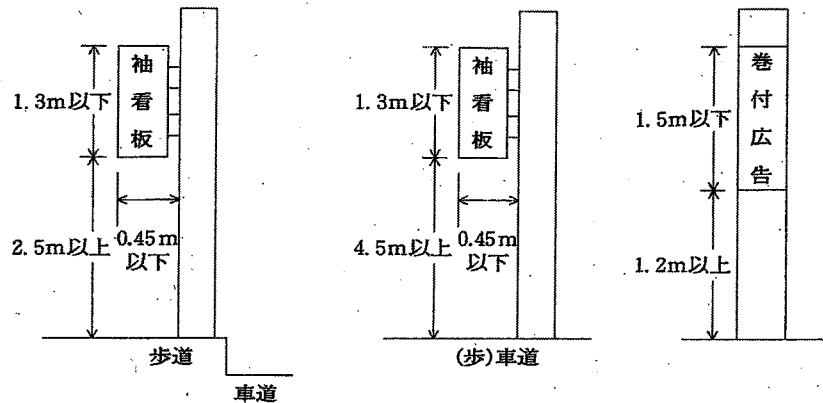
(4) デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮していること。

5 その他

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)に定める設置基準等に適合し、広告物の表示・設置に係る知事の許可を得る必要があります。

<許可基準の例>

①電柱利用広告



- 1 信号機から30メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から10メートル以上離れていること
- 2 袖看板については、電力柱等1本につき、1個とすること
- 3 巻付広告及び塗装広告については、電力柱等1本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか1個とすること

②建物壁面利用広告

